報道機関 各位

足利市役所 健康福祉部 こども家庭センター 保育課O 2 8 4 - 2 O - 2 1 3 8

令和6年度「こども誰でも通園制度試行的事業」の実施について

このたび、本市におきまして、国が進める「こども誰でも通園制度」 (令和8年度施行予定)の本格実施を見据えた試行的事業を下記のとお り実施しますので、お知らせします。

記

1 令和6年度「こども誰でも通園制度試行的事業」とは

本事業は、<u>保護者の保育要件(就労等)を問わず</u>、月10時間を上限として、お子さまをお預かりする事業です。<u>年齢に応じた遊びや、同年代のお子さま同士での触れ合いを通し、お子さまのすこやかな成長を支えます</u>。また、<u>保護者様が抱える育児に関する不安、悩みのご相談や、</u>お子さまへの新たな気づきを得られる機会とすることを目指しています。

2 実施期間

令和6年4月30日(火)から令和6年12月20日(金)まで

- 3 利用条件等
 - (1)対象者

足利市に住所があり、<u>利用日時点で生後0歳6か月から満3歳未満</u>のお子さま。

- ※認可保育所(園)、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等、企業主導型保育事業所に通っていないことが条件となります。
- (2) 実施施設 足利市山川保育所(山川町84番地2) 足利市にし保育所(大前町1474番地1)
- (3)利用可能時間 月~金曜日 9:00~16:00 (祝日を除く) 上限月10時間(時間単位の利用とする)

- (4)利用料金 無料※初回のみ、通園ノート代300円の実費負担あり
- 4 利用方法および各施設案内等については、別添のご利用案内をご覧ください。